

「シンジはやってない？」

事案の概要

1 平成21年5月25日午後11時30分ころ、直江花子さんから、自分の家に泥棒が入ったとの110番通報があった。

直江さんによると、その日の午後11時30分頃に春日山町公園近くにある自宅に帰ったところ、自宅の玄関ドアのガラスが割れて鍵が開いていたのを発見した。不審に思って、家の中をチェックすると、居間に置いておいた腕時計と現金がなくなっていたのが分かった。直江さんは「腕時計はスーパーで5千円くらいで買ったもので、ネチズン製で型式も覚えてます。現金は、次の日に支払おうと思って封筒に入れて用意していたもので、金額は3万円のはずです。」と言っている。

2 直江さん宅の斜め向いに住んでいる樋口正子さんが、その日の11時すぎ、2階のベランダから直江さんの玄関から男が出てきたのを目撃していた。

樋口さんによると、男は年齢20歳から30歳、身長が170センチ程度、やせ型で、長髪だった。男は、白っぽいジャンパーとズボンをはいており、手に何か袋のようなものを持っていたものである。

3 通報を受けた警察官が直江宅近くで不審人物がいないか探していたところ、平成21年5月25日深夜12時頃、近所の春日山公園で男が騒いでいると110番通報があった。警察官が春日山公園に駆け付けると、若い男が一人全裸で騒いでいた。男は泥酔しており、警察官に対し意味不明な発言をして騒ぐのをやめなかったため、警察官は警察署に男を同行した。

翌日、意識を取り戻した男は、警察官の質問に対して、自分の名前や覚えていることを話した。また、警察官の求めに応じ、自分の持ち物を示した。

それによると、男は上杉シンジ（22歳）、職業は電気修理工であることがわかった。

男はクリーム色のジャンパーと長ズボンを所持していた。所持していたジャンパーの右ポケットの中に、ネチズン製の腕時計1個と1万円札3枚が入っていた。また、所持していたはずた袋には、現金187円が入った財布とドライバーなど工具一式が入っていた。

4 そのため、警察官が上杉に対し、昨夜盗みをしたのではないかと問い詰めたところ、上杉は、「酔っぱらっていてよく覚えていない。自分が盗んだかもしれない。」などと言ったため、警察官は上杉を窃盗容疑で逮捕した。

5 逮捕後、上杉は弁護士を頼んだため、香取仁弁護士が上杉に接見に行ったところ、上杉は自分は盗みなんかやっていないと言った。その後現在まで、上杉は、家に入ってないし、盗んでもいないと犯行を否定している。

検察のストーリー

上杉は、妻の誕生日プレゼントとして20万円のヴィンテージジーンズをあげる約束をしていたのにお金が足りなかったため、どこかで金を調達しようと思っていた。犯行当日、上杉は仕事後の帰り道に、ガラスの玄関ドアで明かりがつかない直江宅を見つけ、この家なら何か金目のものがあるに違いないし、見つからずに家に入れそうだと思い、盗みに入ることにした。上杉は持っていたドライバーで玄関のガラスドアを割って家の中に侵入した。玄関横の居間に入ったところ、居間の机の上に置いてあった腕時計と現金3万円入りの封筒を発見し、腕時計と現金を着ていたジャンパーの右ポケットの中に入れたものである。

誰にも見つからず盗みに成功した上杉は気分が良くなって、近くの春日山公園で酒を飲みはじめ、泥酔していたところ、警察に発見されたものである。

上杉シンジの主張

僕は電気修理の仕事をしていて毎月23万円の給料をもらっていて、妻もパート収入が月5万円あり、貯金も20万円あるので、お金には困っていません。これまで盗みをしたこともありません。ドライバーは仕事のため、いつも他の電気修理に使う工具と一緒に持ち歩いているものです。その日は、午後9時半頃に会社を出たのですが、大きな仕事が終わったばかりで気分が良く、居酒屋に寄ってお酒を飲みました。たしか、「居酒屋川中島」という名前だったと思います。はじめて行った店ですが、店の中は結構混んでいました。お店を出てから、なんだか飲み足りないような気になって、途中にあった自動販売機で酒を買って、近くにある公園のベンチでその酒を飲み始めました。その後のことはよく覚えていません。気がついたら、警察にいました。警察の人にお前が盗んだのだろうと問い詰められ、混乱していたこともあって、盗んだかもしれないと言ってしまうましたが、よく思い出してみると私が盗みをするわけがありません。私は、居酒屋に行った後そのまま公園で酒を飲んでいたので、盗みはしていません。

持っていた腕時計は、以前に私がスーパーで買ったものです。仕事をするときなど、よく腕時計を外してポケットに入れたままにしておくことがあるので、この日もそうだったと思

います。

持っていた現金は、私が今朝妻から小遣いとしてもらった3万円です。もともと持っていた現金もあり、その日は昼食代や居酒屋での飲食代を払っているので、多分3万ちょっと残っていたのだと思います。私は、財布にお金をしまうのが面倒でポケットに現金を入れておくことがよくあります。

私は、犯人ではありません。信じてください。

弁護人のストーリー

上杉さんは犯人ではありません。持っていた腕時計や現金は本人のものです。

腕時計はスーパーなどで大量販売されているものですし、現金も誰のものかわかるものではありません。

樋口さんが目撃した男の特徴は一般的なものにすぎず、上杉さんの顔を見たわけではありません。

犯行当時、上杉さんは居酒屋で酒を飲んでいたのであり、犯行は不可能です。

シナリオ

人定質問

裁判官：あなたの名前は。

被告人：上杉シンジです。

裁判官：生年月日は。

被告人：昭和61年4月1日です。

裁判官：本籍地は。

被告人：群馬県前橋市春日山町1丁目5番55号です。

裁判官：住所は。

被告人：群馬県前橋市春日山町1丁目5番55号です。

裁判官：職業は。

被告人：電気修理業です。

起訴状朗読

裁判官：それでは、これから検察官が起訴状を朗読するので、よく聞いていてください。検察官、起訴状を朗読してください。

検察官：はい。

公訴事実。被告人は、…（起訴状の「公訴事実」「罪名及び罰条」を読み上げる）
以上の事実につき、ご審議願います。

権利告知・罪状認否

裁判官：今検察官が読み上げた事実について、これから審理をしていきますが、その前に、あなたには、黙秘権という権利がありますので、言いたくないことは言わなくて結構です。この法廷でずっと黙っていても構いませんし、答えたい質問に対しては答え、答えたくない質問に対しては答えないということでも構いません。ただし、この法廷であなたが述べたことは、それがあなたにとって有利であるか不利であるかに関わらず証拠となりますので、注意してください。

以上を前提に伺いますが、先ほど検察官が読み上げた公訴事実はどこか違っているところがありますか。

被告人：私は泥棒などしていません。

裁判官：弁護人のご意見は。

弁護人：被告人は犯人ではありません。したがって、被告人の無罪を主張します。

証拠調べ手続

裁判官：それでは、これから証拠調べ手続に入ります。

検察官による冒頭陳述については、あらかじめ書面で提出されたとおり陳述があったものとします。また、検察官より請求のあった書証・証拠物については、これを採用します。

次に、検察官より請求のあった証人について採用します。

<証人尋問 樋口正子>

裁判官：樋口正子さん、証言台の前に立ってください。

樋口：はい。

裁判官：お名前は何と言いますか。

樋口：樋口正子です。

裁判官：職業、住所、生年月日は、先ほど書いていただいた出廷カードのとおりですか。

樋口：はい。

裁判官：それでは、証人として証言していただく前に、宣誓をしていただきます。

宣誓書を手に持って、読み上げてください。

樋口：はい。（宣誓書を読み上げる）

裁判官：ただいま、宣誓していただいたとおり、記憶に基づいて真実だけを述べてください。

記憶に反して虚偽の証言をした場合、偽証罪で処罰されることがありますので十分注意してください。

裁判官：それでは、証人尋問を始めます。検察官、どうぞ。

検察官：証人は、平成21年5月25日の夜、あなたの斜め向いに住んでいる直江さん宅で、窃盗事件があったことをご存じですか。

樋口：はい。知っています。

検察官：あなたは、その夜、直江さんの家から男が出てくるのを見たということがありました

か。

樋口 : はい。私が、2階のベランダに出てタバコを吸っていると、直江さんの家の玄関から、私の知らない男の人が出てくるのを見ました。

検察官 : 知らないとおっしゃいましたが、直江さんの家に住んでいる人はご存じなのですか。

樋口 : はい。直江さんは友人で、家族ぐるみでの付き合いなので、みなよく知っています。

検察官 : では、その知らない男性を見たのは、何時ころのことですか。

樋口 : いつも見ているテレビ番組が終わってから、すぐにベランダに出て、タバコを1本吸い終わったころでしたので、午後11時ころだったと思います。

検察官 : では、その知らない男性が直江さんの家の玄関から出てきたのを目撃したときの状況についてお聞きします。

まず、直江さんの家とあなたの家のベランダは、どのくらいの距離がありますか。

樋口 : 直江さんの家は、私の家の前の道路を挟んだ斜め向いの家ですので…、距離はせいぜい10メートル位だと思います。

検察官 : 明るさはどうでしたか。

樋口 : 私の家の明かりがあったので、直江さんの家の玄関も、その明かりで見えました。

検察官 : では、目撃した男性の服装や顔なども見えましたか。

樋口 : 着ていた服も大体の色は分かりましたし、顔もある程度判別できるくらい見えました。

検察官 : では、目撃した男性の行動についてお聞きします。

あなたが目撃した時、男性は何をしているところでしたか。

樋口 : ガラガラッとドアを開ける音がしたので、音がした直江さんの家の方をみると、ちょうど男の人が直江さんの家から出てくる場所でした。

検察官 : その後、男性はどうしていましたか。

樋口 : 男の人は、玄関を閉めると、私の家とは逆の方向へ歩いていき、突き当たりを右に曲がっていきました。

検察官 : その男性は、周りを見回すといった不審な行動をとっていましたか。

樋口 : 家の前の道路に出る際、顔だけ出して左右を確認するような行動はあったと思います。

検察官 : そうですか。あなたは、その男性の行動をずっと見ていたのですね。

樋口 : はい。

検察官 : なぜ、あなたはずっと見ていたのですか。

樋口 : 直江さんの家の人ではなかったし、ちょっと不審に思ったものからです。

検察官：では、あなたが見た男性の容姿についてお聞きします。

あなたが見た男性の特徴ですが、まず身長はどのくらいありましたか。

樋口：背は、170センチくらいだったと思います。

検察官：太っていましたか、やせていましたか。

樋口：やせていました。

検察官：年齢は、いくつくらいでしたか。

樋口：若い感じでした。20歳からせいぜい30歳くらい。

検察官：顔も見ましたか。

樋口：はい、どちらかといえば四角い顔で、顔が大きかったように思います。

検察官：服装は、どうでしたか。

樋口：白っぽいジャンパーとズボンでした。

検察官：帽子は、かぶっていましたか。

樋口：いいえ、かぶっていません。髪は比較的長めだったように思います。

検察官：その男性は、何か持っていましたか。

樋口：はい、手に袋のようなものを持っていました。

検察官：あなたは、その男性について、目撃した人物と同一人物かどうかを実際に容疑者の顔を見て確認させる、いわゆる「面通し」という作業をしましたか。

樋口：はい、取調べ中の被告人に会いましたが、この人だと思いました。

検察官：あなたの右隣りに座っている人が被告人ですが、あなたの目撃した人と同じですか。

樋口：はい、この人だと思います。

検察官：以上です。

」①

裁判官：弁護士、反対尋問をどうぞ。

弁護士：あなたが目撃した人ですが、どんな服装でしたか。

樋口：白っぽいジャンパーとズボンでした。

弁護士：ジャンパーの材質は分かりましたか。

樋口：そこまではわかりませんでした。

弁護士：その時の、直江さんの玄関前の明るさについてなんです、あなたの家の明かりの他に明かりはありましたか。

樋口 : ありませんでした。

弁護人 : 直江さんの家は、門灯とか部屋の明かりはついてなかったのですね。

検察官 : 異議あり！質問が重複しています。

裁判官 : 弁護人、ご意見は。

弁護人 : 証言をより詳細かつ明確にするための質問であり重複には当たりません。また、明かりがあったかなかったかは、証人の目撃時の視認状況を確認の上で重要な事実です。反対尋問において多少の重複は許されるものと思料致します。

裁判官 : 異議を棄却します。弁護人は質問を続けて下さい。

弁護人 : 直江さんの家は、門灯や部屋の明かりはついていましたか。

樋口 : ついていませんでした。

弁護人 : 道路の電灯もなかった。

樋口 : はい。

弁護人 : では、そのとき唯一点いてたあなたの家の明かりですけど、その明かりは門灯ですか。

樋口 : いえ、私の居た部屋の明かりです。

弁護人 : では、目撃した人物を照らしていたのは、10メートルほど離れたあなたの部屋の明かりだけだったということですね。

樋口 : はい。

弁護人 : それだけ離れた明かりだと、人物の顔までは、よく見えないと思うのですが。

樋口 : ですから、ある程度は見えたとさっき検察官の方にも言いました。

弁護人 : ある程度というと。

樋口 : 顔の輪郭とか髪型とかくらいは分かりました。

弁護人 : では、目鼻立ちの様子とかほくろがあるとかいったところまでは見えなかった。

樋口 : …そうですね。

弁護人 : あなたは、面通しをしたということですが、その前に、写真面割りはなかったのですか。

樋口 : 写真面割りって何ですか。

弁護人 : 一般に、警官から犯人を含む複数の人の写真を示され、暗示や誘導がない状態で、「このなかに犯人はいますか」という警官の問いかけに対し、「この人です」と、犯人の写真を指さして犯人を特定するものです。暗示や誘導がないため、このような手続で犯人を特定した場合の信用性は高いのですが。

樋口 : その面割りというものはやってません。

弁護士 : では、あなたは、取調べ中の被告人を、いきなり見せられたわけですね。

樋口 : はい。

弁護士 : 取調べ中の被告人を見るとき、あなたは、今から見る人物が窃盗犯人であるかも知れないと思って見ましたか。

樋口 : まあ、取調べを受けていましたし、犯人かも知れないとは思いました。

弁護士 : あなたが目撃したのは被告人だと、すぐに分かりましたか。

樋口 : それほど特徴のある顔ではないので、すぐに分かったというよりは、この人かなあと
思って、この人ではないかと思えますと言いました。

弁護士 : 先程、あなたは顔の輪郭や髪型くらいしか見えなかったとおっしゃいましたが、被告人をみて、この人かなあと考えた根拠はなんですか。

樋口 : 四角い感じの大きな顔でしたので。

弁護士 : そのような特徴の人は、世間には大勢いると思うのですが、他に特徴的なことはなかったのですか。

樋口 : 特には・・・、特徴として何かあるとは言えません。

弁護士 : 先ほど、被告人を見て、この人だと言いましたが、この人だと断言できますか。

樋口 : そのように言われますと、絶対的にこの人だとは言えません。

弁護士 : あなたは、先ほど、玄関から出てきた男性は、あなたの家とは逆の方向へ歩いていったとおっしゃいましたよね。

樋口 : はい。

弁護士 : では、その人物は、玄関から出てきた後、あなたに背を向けて歩いていったということですね。

樋口 : はい。

弁護士 : では、ずっとその人物を見ていたと言っても、あなたがその人物の顔を目撃したのは、
玄関から出てきた時の数秒だけということですね。

樋口 : はい、そうです。

弁護士 : そんな一瞬の目撃で、見たのが被告人だと断定できますか。

樋口 : ……。

弁護士 : 以上です。

」②

<被告人質問>

裁判官：それでは、被告人、前へ出てください。

これから、被告人質問を始めます。先ほども説明したように、あなたには黙秘権という権利がありますから、質問に答えるときにはよく考えてから答えるようにしてください。それでは、弁護士どうぞ。

弁護士：では、これから弁護人の香取から質問します。私は横から質問をしますが、前を向いて、裁判官に向かって答えてください。

被告人：はい。

弁護士：あなたは、事件のあった午後11時頃、どこにいましたか。

被告人：居酒屋川中島でひとりで飲んでいました。

弁護士：あなたは、居酒屋川中島で何時から何時頃まで飲んでいましたか。

被告人：よく覚えていませんが、お店に入ったのが10時頃だと思います。お店を出たのは何時かは分かりませんが、公園で警察に逮捕されたのが12時頃だと聞きましたので、お店を出たのはその少し前だと思います。

弁護士：では、11時頃には、お店にいたということですね。

被告人：はい、そうだと思います。

弁護士：その後、あなたはどうしましたか。

被告人：公園に行きました。

弁護士：あなたは、公園に何をしに行ったのですか。

被告人：少し飲み足りない気分だったので、お花見の季節はもう終わっていますが、外で飲むのは気持ちいいので、少し外で飲みたくなって公園に寄りました。

弁護士：それで公園でお酒は飲んだのですか。

被告人：はい、居酒屋川中島を出て、公園に行くまでの間に自販機がありますので、そこでビールを買って飲みました。

弁護士：（地図を示しながら）では、居酒屋川中島を出て左に曲がって、酒屋さんの前に自販機がありますね、ここでビールを買ってまっすぐま公園にいったわけですか。

被告人：はい、そうだと思います。

弁護士：公園ではビールを何本ぐらい飲んだのですか。

被告人；あまり覚えていませんが、3本ぐらいは飲んだと思います。

弁護人：あなたは公園で服を脱いだことは覚えていますか。

被告人：いいえ、覚えていません。

弁護人：あなたは酔っぱらうといつも服を脱いだりするのですか。

被告人：いいえ、ただ今までに一度、服を脱いでパンツだけになったことはあります。

弁護人：あなたは、公園で意味不明な言葉を叫んでいたようですが、覚えていますか。

被告人：よく覚えていません。

弁護人：あなたは、居酒屋川中島を出て、警察に保護されるまでの間、ずっとあの公園にいたということですね。

被告人：そうだと思います。

弁護人：では、今度は、あなたが逮捕される前のことについて伺いますが、あなたは、どこで働いていましたか。

被告人：カワダ電機です。

弁護人：あなたは何の仕事をしていましたか。

被告人：電化製品をお客様のお宅に取り付ける仕事をしていました。

弁護人：お給料はどれくらいありましたか。

被告人：手取りで月23万円くらいでした。

弁護人：あなたに家族はいますか。

被告人：はい、かわいい妻と二人暮らしです。

弁護人：そうですか。奥様はどのくらいかわいいんですか。

被告人：えっと～～うちの妻は～～

検察官：異議あり！本件とは無関係です！

」③

裁判官：弁護人、ご意見は。

弁護人：撤回します。

では、質問を変えますが、そのかわいい奥様は何かお仕事をされているんですか。

被告人：はい、昼間スーパーでパートの仕事をしています。

弁護人：奥様の収入はどれくらい分かりますか。

被告人：うちの妻はかわいいので売上も良く、月5万円くらい稼いでいます。

弁護人：今、銀行にいくらぐらい預金がありますか。

被告人：20万円くらいはあると思います。

弁護人：では、あなたは、かわいい奥様とふたりで生活をされていて、ふたりで月28万円程度の収入があり、現在20万円ぐらいの預金があるということですが、お金には困っていましたか。

被告人：いいえ、二人暮らしですから、今までお金に困ったことはありませんでした。

弁護人：では、あなたにはお金を盗む動機はありませんね。

被告人：そうです、だから、それでも、僕はやってないんです。

弁護人：警察に逮捕された当日、あなたが持っていた3万187円はもちろんあなたのお金ですね。

被告人：はい、そうです。

弁護人：そのお金はどうしたお金ですか。

被告人：あの日、財布にあまりお金が入っていなかったの、かわいい妻にお願いして3万円お小遣いをもらって、その後、居酒屋川中島でお金を払ったその残りです。

弁護人：では奥さんに聞けば3万円渡したかどうか分かりますが、間違いはないですか。

被告人：間違いありません。聞いてもらって構いません。

弁護人：分かりました。では、あなたが持っていた腕時計はあなたのものでしょうか。

被告人：はい、そうです。

弁護人：その時計はどうしたのですか。

被告人：以前、自分で買いました。

弁護人：いつごろ買ったのか覚えていますか。

被告人：もう古いのでよく覚えていませんが、2年くらい前にカインドホームかどこかで買ったと思います。でも、あれは間違いなく自分の時計です。刑事さんも言っていました、被害者の人も、型番とか同じ時計だから自分の物かもしれないけど、自分の物かどうか断言はできない、って言ってるって！たまたま同じ時計なだけなんです。あれは私のなんです。間違いありません。

弁護人：そうですよね。それから、あなたは逮捕時にこのドライバーを持っていたね。（ドライバーを示す）

被告人：はい。

弁護人：あなたはなぜドライバーを持っていたのですか。

被告人：私は、電化製品の取り付けという仕事上、仕事で使うので、いつも工具袋に入れて、いろいろ工具を持ち歩いています。

弁護人：じゃあいつも持ってる持ち物であなたにとっては特別なものではないということですよ。では、これで最後の質問にしますが、あなたは、起訴状に書かれたような窃盗を行いましたか。

被告人：いいえ、それは絶対にやっていません。私ではありません。

弁護人：質問は以上です。

」④

裁判官：それでは、続いて検察官どうぞ。

検察官：検察官の木村から質問します。あなたは会社を出て駅に着いた後、どこへ行きましたか。

被告人：居酒屋川中島に行きました。

検察官：でも当日お店にいた人に聞いても、あなたがお店にいたことを証明してくれる人はいなかったですよ。

被告人：それは、初めて行った店だし、結構混んでたので、他の人が僕のことを覚えててくれなくても仕方ないと思いますけど。

検察官：店員さんに聞いても誰も覚えてなかったんですけどね。レシートか何かありますか。

被告人：もらったかもしれませんが、捨ててしまったかと思います。いつもレシートは取っておかないので。

検察官：そうですか。それでは、あなたの記憶によれば、居酒屋川中島を出た後、どこへ行きましたか。

被告人：公園に行きました。

検察官：公園には何をしに行ったのですか。

被告人：さっきも言いましたが、飲み足りないと思ったからお酒を飲もうと思って行ったんです。

検察官：そうですか、あなたは居酒屋川中島ではどれくらいお酒を飲んだんですか。

被告人：ええっと、7時頃から飲んでいて、ずっと一人で飲んでいたので、たくさん飲んだと思います。

検察官：具体的にどれくらい飲んだか覚えていますか。

被告人：ええっと、ビールを2杯、チューハイを2杯か3杯ぐらいだと思います。

検察官：あなたはいつもどれくらいの量のお酒を飲むのですか。

被告人：まあいつもはビール1杯か2杯ぐらいです。

検察官：だとすると、いつもに比べてだいぶ量が多いですね。

被告人：はい、でもたまにはそれぐらい飲むこともあります。それにあの日はとても気分がよかったです。たくさん飲んでしまいました。

検察官：居酒屋川中島でそんなにたくさん飲んだのに、またあなたはお酒を飲みたいと思って公園へ行ったのですか。

被告人：はい、たぶん、そうですね。

検察官：あなたは、泥棒に入ってみたら、簡単にうまくいったので嬉しくなってお酒を飲もうと公園へ行ったのではないですか。

被告人：いいえ、違います。

検察官：あなたは警察に保護された後、警察で取り調べを受け、そのあと検察庁に行ったことは覚えていますか。

被告人：はい、検察庁に行くのは初めてで、検察官ってどんな人なんだろうって思いながら検察庁に行くと、検事さんがいて、僕と同年ぐらいだしジーンズとかはいた検事さんが検察官だって聞いてとても驚いたので、よく覚えています。

検察官：では、あなたはそのとき話したことも覚えていますか。

被告人：名前とかいろいろ聞かれました。

検察官：その後、今回の事件のことについても話しましたよね。

被告人：はい、話したと思います。

検察官：そのときあなたはなんて言いましたか。

被告人：いや・・・よく覚えていません。

検察官：覚えていないんですか。私に会って驚いたからよく覚えているとさっき言いましたよね。

被告人：検事さんに会ったことは覚えてるんですが、何を話したかまではよく覚えていなくて。

検察官：本当に覚えていませんか、あなたはそのとき私がやりましたと言ったのではないですか。

被告人：ええっと・・・言ったと思います。

検察官：では、そのときに話していたことと今ここで話していることは違いますよね。

被告人：あのときは、警察でいろいろ聞かれて、お前が盗んだんだろうと言われて、酔っばらって覚えてない部分もあったので、もしかしたら私かもしれないと言ってしまっ

検察官：警察ではそうだったかもしれませんが、検察官の前では何も聞かれる前に自分がやりましたと言いましたよね。

被告人：警察でやりましたと言ってしまった後だったので、その後やっぱりやってないって言うと思われませんか。

検察官：警察では怒られたりしたんですか。

被告人：いいえ、怒られたりはしていませんが、お前がやったんだらうって何度も言われました。

検察官：だからその後検察官にもウソを言ったわけですか。やってもいないのに、やったって。

被告人：いや、ウソというか、あのときは、記憶のない時間にもしかしたら自分がやったのかもしれないとも思っていたので、ウソをついたというわけではないのですが・・・

検察官：そうですか。あのときあなたはお金を盗るために泥棒に入り、うまくいって気分が良くなって少し飲みたくなって公園に行ったと話していたのですが、それについてはどうですか。

被告人：言ったかもしれませんが、それも警察でそう言った後だったからなので。 **」⑤**

検察官：そうですか。では質問を変えますが、あなたは、公園で警察官に逮捕されたとき、3万円をどこに持っていましたか。

被告人：よく覚えていません。

検察官：1万円札が3枚むき出しでポケットに入っていたのを警察官が見つけて、あなたに確認してから、押収したのではないですか。

被告人：でも僕はなんでそんなところに入っていたのか覚えていないんです！

検察官：今、私が聞いているのは、なぜということではなく、ポケットにお金が入っていたのかどうかということなのですが、それも覚えていませんか。

被告人：警察の人にそう言われました。

検察官：ポケットに入っていたんですよね。

被告人：そう言われました。

検察官：あなたは普段財布は持っていますか。

被告人：はい、持っています。

検察官：逮捕された当日もお財布は持っていましたよね。

被告人：はい、持っていました。

検察官：なぜ3万円をお財布に入れず、ポケットに入れて持っていたのでしょうか。

被告人：それは、私はよくおつりをポケットに入れてしまう癖があり、洗濯するときに妻に見つかって怒られることがよくありますから、いつもの悪い癖でポケットにお金を入れてしまったのだと思います。本当です。

検察官：あなたは、逮捕されたときに、時計を手につけていたのですか。

被告人：いいえ、ポケットに入っていたと聞きました。でも、それは、服を脱いだときに一緒に外したからだだと思います。服は脱いで時計だけ付けてるなんておかしいじゃないですか。だから外したんだと思います。

検察官：覚えていないほど酔っぱらっていたのに、そこまで考えられたのかは私には分かりませんが。あなたは、このドライバーも持っていましたよね。（ドライバーを示す）

被告人：はい、持っていました。

検察官：このドライバーを使って直江さんの家のガラスを割って入ったのではないですか。

被告人：いいえ、違います。だから私は直江さんの家には行っていません。

検察官：でもこのドライバーを使って直江さんの家のガラスが割られたものと考えて矛盾しないという鑑定結果が出ているのですが、どうですか。

被告人：これはカインドホームかセキチョーか、そのへんのお店で買ったものなので、誰でも同じようなものは手に入りますよ、私だけが持ってるような特殊な物ではありません！！

検察官：そうですか、あなたは、常に工具袋を持ち歩いているのですか。

被告人：はい、仕事の時は。

検察官：仕事の時は必要だと思うのですが、家から会社に行くときや帰るときも常に持ち歩いているのですか。

被告人：いいえ、いつもというわけではありません。

検察官：普段あなたは、工具袋は会社に置いておいて、仕事の時だけ持ち歩き、家に帰るときには持って帰らないのではないのですか。

被告人：いいえ、たまには持ち帰るときもあります。

検察官：どういうときに持ち帰るのですか。

被告人：何か家で作業しなくちゃと思うときや、あとは、なんとなく持って帰ろうと思って、持って帰ることもあります。

検察官：工具袋には結構たくさん工具が入っていて結構重たいですよ。

被告人：はい。

検察官：それを、ただなんとなく、お家に持って帰ろうと思ったりするのですか。

被告人：はい、なんとなく、磨こうかなとか、なんか理由は特にはないけど、持って帰ろうと思うことだってありますよね。いちいち理由はないですけど。

検察官：あなたは最初から泥棒に入ろうと考えて、何か使える道具があるんじゃないかと工具袋を持ち帰ったのではないですか。

被告人：だからそうではありません。たまたま持っていただけなんです。

検察官：そうですか、あなたが警察に逮捕されたときの服装を教えてください。

被告人：服を着ていなかったから逮捕されたんだと思うんですけど。

検察官：その日に着ていた服はどんな服ですか、ということなんですけど。

被告人：あのときは、仕事帰りなので作業着でした。

検察官：色は何色ですか。

被告人：ベージュというか、クリーム色というか、そういう色です。

検察官：白っぽい作業着の上下ですね。それから、あなたは今髪が長いですね。

被告人：はい。そうですね。

検察官：あなたの奥様の誕生日はいつですか。

被告人：もう過ぎてしまいましたが、7月7日です。

検察官：あなたが先ほどからかわいいかわいいと言っている奥様は、何か誕生日に欲しいものがあると言っていたのではないですか。

弁護人：異議あり！本件とは関係ありません。

裁判官：検察官ご意見は。

検察官：本件の動機に関わる点もありますので、関係はあると考えます。

裁判官：異議を棄却します。検察官は質問を続けてください。

検察官：奥様は何が欲しいと言っていたのですか。

被告人：私とおそろいのヴィンテージのジーンズが欲しいと言っていました。

検察官：それはいくらぐらいするものですか。

被告人：それは、ランクとかいろいろあるので、いろいろですけど。

検察官：だいたい構わないのですが。

被告人：そうですね・・・20万円ぐらいです。

検察官：あなたは、かわいい奥様にそのプレゼントをあげようと思っていたのに、飲み過ぎて

しまって使いすぎてしまったから、お金に困っていたのではないですか。

被告人：いえ！そんなことはありません！ちゃんと預金もありますし、ちゃんと持っているお金の中から買おうと思っていました。お金を盗んでまでジーンズを買うなんて罰が当たりますよ、そんなことは絶対にしません！

検察官：以上です。

」⑥